

第6次高鍋町総合計画

後期基本計画

高鍋みらい戦略

歴史と文教の城下町 たかなべ
～ 対話でつながる豊かで美しいまちづくり ～



なせよ 屈するなかれ
時重なればその事必ず成らん

石井 十次

(児童福祉の父：高鍋町出身)

※写真 九州オルレ「宮崎・小丸川コース」

町章



高鍋町の町章は、一般から懸賞募集した115点の中、宮崎市宮脇町花堂 豊氏作品昭和41年9月2日決定図案は、町の伝統、活気ある産業、町民のまとまり、高鍋町の発展を基本とし、上部は「タカナ」、下部は「ベ」を表現したものです。

昭和41年10月1日制定

「町民の日」

「10月1日」を高鍋町町民の日と定める。

昭和13年10月1日は、旧高鍋町と旧上江村が合併して、大高鍋発展の礎をつくった意義のある日であり、また季節的にも適当であるということから決めたものである。

昭和41年10月1日制定

町木・町花



町木〔モクセイ〕

高さ3メートルにもなり、小さな花が葉のつけ根にかたよって咲き、においがよい。各家庭で植えやすく、香りがよく品格があるため、町内が香り豊かな町になる。また、公害に弱いと、公害発見のバロメーターにもなる。

昭和49年10月1日制定



町木〔タカナベカイドウ〕

バラ科リンゴ属の植物で、3月中旬から下旬に約3センチメートルの淡いピンク色の桜とそっくりの花を咲かせる。ハナカイドウやノカイドウよりも花柄が2センチメートルと短いのが特徴。

令和元年10月1日制定



町花〔ナadeshiko〕

別名「ヤマトナadeshiko」。秋の七草の一つ。この花は、秋月の紋であり、高鍋町にとって歴史的に非常にゆかりがある。優美淡雅なる淡紅色の花が咲く（白色もある）。親しみやすく、各家庭で簡単に栽培できる。

昭和49年10月1日制定

高鍋町町民憲章

古い歴史と文教の伝統をうけつぐ高鍋町民は、このことに誇りと責任を持ち、美しい自然、厚い人情、強い連帯感の上に、さらに健康で福祉豊かな町づくりを進めるため、ここに憲章を定めます。

- 1 心身の健康安全につとめ、体力の向上をはかります。
- 1 礼儀正しくきまりを守り、だれにでも親切にします。
- 1 花と緑の美しい町をつくり、自然を愛護します。
- 1 家庭を大切に青少年を育成し、勤労に励みます。
- 1 豊かな教養を身につけ、協力して明るい郷土をつくります。

昭和49年10月1日制定

ごあいさつ



高鍋町では、平成29年10月に策定した第6次高鍋町総合計画において定めた町の将来像『歴史と文教の城下町「たかなべ」～対話でつながる豊かで美しいまちづくり～』の実現に向け、各種施策を展開してきました。

しかしながら、人口減少と少子高齢社会の到来、地方分権・地方創生の推進、安全・安心を求める意識の高まりなど、本町を取り巻く社会情勢は大きく変化する中、新型コロナウイルス感染症が発生し、その影響により、新たな課題も出てきています。

また、本年4月には、昭和48年以来48年ぶりに本町の人口が2万人を割り込みました。高度経済成長が終わりを告げ低成長の時代を迎え、新型コロナウイルス感染症の影響も重なる中では、ポストコロナを見据えた新しい地域づくりに取り組む必要があり、そのために生活、産業、環境などあらゆる面で持続可能な仕組みをつくるのが、本町にとって大変重要であると考えています。

このような中で策定した後期基本計画では、持続可能なまちづくりや地域の活性化に向けた取り組みをSDGsの理念に沿って推進してまいります。

また、「スマートウェルネスシティ」を重点プロジェクトに位置づけ、住んでいるだけで健幸になれるまちづくりを推進します。

評価・検証を行う指標としましては、成長社会から成熟社会に移行する時代において、これまでの所得や資産の多さなど経済的な要素から、安全・安心や生活環境、人々のつながりといった非経済的要素をより重視した指標である「高鍋版GNH」を、宮崎産業経営大学の学生及び高鍋高校、高鍋農業高校の生徒が作成しましたので、それらの指標により町民幸福度を政策推進の一視点として取り入れます。

また、第2期高鍋町まち・ひと・しごと総合戦略に基づき「Society 5.0」、「高鍋 Smart Project」を推進します。

今後は、この計画を基本とし、町民と事業者、行政との連携を図りながら対話を通じて高鍋らしいまちづくりを推進し、幸せを実感できるまちを目指してまいります。

終わりに、本計画の策定にあたりまして、計画案の審議にご尽力いただいた高鍋町総合計画審議会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただきました皆様方に心より感謝申し上げます。

令和3年6月

高鍋町長 黒木 敏之

第6次高鍋町総合計画後期基本計画について

1. 策定の趣旨

本町では、平成29年度から令和6年度までを計画期間とし、『歴史と文教の城下町たかなべ ～対話でつながる豊かで美しいまちづくり～』を将来像に掲げた高鍋町総合計画を策定し、町政運営の基本となる指針を示した最上位の計画として、まちづくりを進めています。

この度、令和2年度をもって基本計画における前期の計画期間が終了することから、令和6年度までの後期に係る基本計画を策定するものです。

2. 後期基本計画策定に関する基本方針

基本構想部分については、令和6年度まで計画期間があることから、基本的に継承することとし、大幅な見直しは行わないこととします。

また、基本計画部分については、社会情勢等背景の変化に適切に対応するとともに、5つの政策分野（①みんなが主役のまちづくりと持続可能な行財政運営、②心豊かな人が育つまちづくり、③安全で住みよいまちづくり、④子育てと健康長寿を支えるまちづくり、⑤地域資源を生かした活気あふれるまちづくり）ごとに前期計画の実績の評価、課題の抽出を行い、これらの課題を議論した上で、後期基本計画に反映させています。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大など、現在のコロナ禍においては子どもから高齢者まで全ての世代で、感染症を正しく恐れつつ、新しい生活様式を模索しながらウィズコロナからポストコロナへの転換を図り、社会参加や健康づくりを積極的に取り組んでいくことが求められます。

このような視点も踏まえ、総合計画の推進を図ることで、国際社会全体の開発目標であるSDGsの目標達成を目指すとともに、スマートウェルネスシティを重点プロジェクトに位置づけ分野横断的に取り組む事業として、その考え方を分野別施策に反映しています。

また、GNH及び第2期高鍋町まち・ひと・しごと創生総合戦略のKPIにより総合計画の施策の評価・検証を行うこととし、従来の実施計画は策定しないものとします。

3. 計画期間

後期基本計画の計画期間は、基本構想の計画期間とあわせて令和3年度から令和6年度までの4年間とします。

高鍋町総合計画 後期基本計画

〔目 次〕

1. 施策体系図

施策体系図	1
-------	---

2. SDGs（持続可能な開発目標）

総合計画におけるSDGsの考え方	2
------------------	---

3. 重点プロジェクト

スマートウェルネスシティ	12
--------------	----

4. GNH（国民総幸福量）

GNH	18
-----	----

5. 分野別施策

自治の運営に関する基本目標（共通目標）

みんなが主役のまちづくりと持続可能な行財政運営

共－1 町民との協働の推進	20
共－2 効率的で信頼される行財政運営	26
共－3 広域行政の推進	31

まちづくりの基本目標

心豊かな人が育つまちづくり

1－1 歴史と伝統・文化を活かしたまち	32
1－2 生きがいを持って学び、やる気を活かせるまち	37
1－3 次代を担う気概のある子どもを育てるまち	46

安全で住みよいまちづくり

2－1 自然環境や景観を大切にするまち	58
2－2 生活を支える基盤が整っているまち	66
2－3 災害に強く、生活の安全が守られているまち	89

子育てと健康長寿を支えるまちづくり

3－1 人にやさしいまち	106
3－2 健康に暮らせるまち	122

地域資源を活かした活気あふれるまちづくり

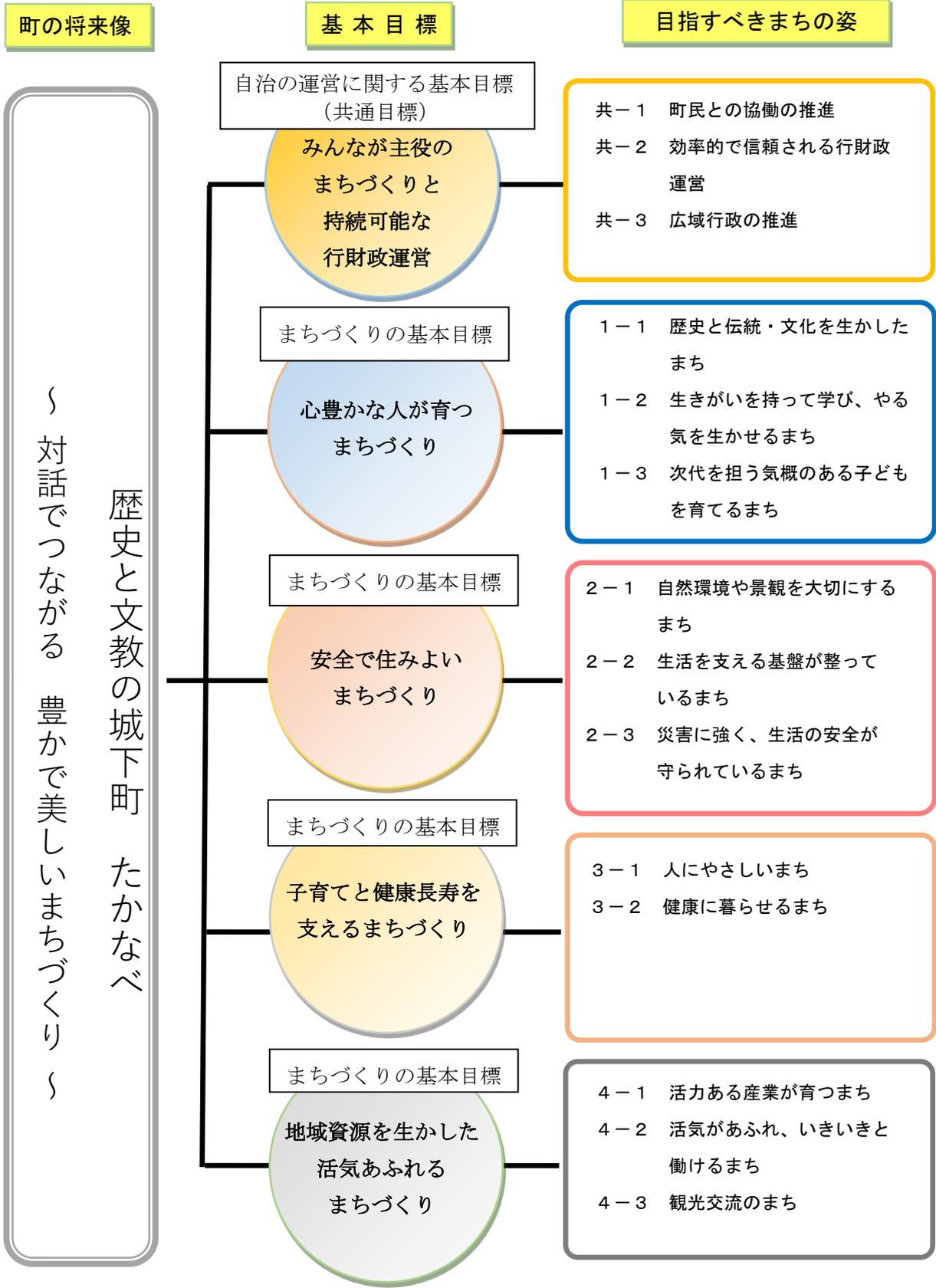
4－1 活力ある産業が育つまち	127
4－2 活気があふれ、いきいきと働けるまち	139

4-3 観光交流のまち	142
-------------	-----

6. 資料編

(1) 現状分析	147
(2) 基本構想	160
(3) 関係例規	169
(4) 高鍋町総合計画審議会委員名簿	171
(5) 高鍋町総合計画審議会への諮問書	172
(6) 高鍋町総合計画審議会からの答申書	173

1. 施策体系図



2. SDGs（持続可能な開発目標）

総合計画におけるSDGsの考え方

第6次高鍋町総合計画においては、目標とする将来像を「歴史と文教の城下町 たかなべ ～ 対話でつながる 豊かで美しいまちづくり～」と設定し、「39の基本施策」に分類した取組を行うこととしています。

それらの、取組の方向性は、国際社会全体の開発目標であるSDGsの目指す17のゴールと同様であることから、基本施策とSDGs各ゴールとの関係性を整理し、関連付けて推進していきます。



平成27年9月に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals, SDGs）」は、社会・経済・環境面における「持続可能な開発」を目指す、先進国も途上国も含めた平成28年から平成42年（2030年）までの国際社会共通の目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール（目標）、169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを掲げています。

日本国政府においても、平成28年5月に「持続可能な開発目標（SDGs）推進本部」（本部長：内閣総理大臣）を設置し、「持続可能な開発目標（SDGs）推進円卓会議」の議論を受けて、平成28年12月に実施指針（令和元年12月一部改定）と8つの優先的課題を決定・発表し、政府が地方自治体を含むあらゆるステークホルダーと協力してSDGsの推進に取り組むことを示しています。

また、社会を一変させた新型コロナウイルス感染症のパンデミックによる社会・経済・環境の複合的で緊急の課題を抱える中、SDGsを基本理念とした政策の実施が求められています。

目指すべきまちの姿とSDGs各ゴールとの関係性

目指すべきまちの姿	SDGs各ゴール						
みんなが主役のまちづくりと持続可能な行財政運営							
町民参画によるまちづくりの推進	16 平和と公正をすべての人に 	17 パートナーシップで目標を達成しよう 					
効率的で信頼される行財政運営	17 パートナーシップで目標を達成しよう 						
広域行政の推進	3 すべての人に健康と福祉を 	8 働きがいも経済成長も 	10 人や国の不平等をなくそう 	17 パートナーシップで目標を達成しよう 			
心豊かな人が育つまちづくり							
歴史と伝統・文化を生かしたまち	11 住み続けられるまちづくりを 						
生きがいを持って学び、やる気を活かせるまち	4 質の高い教育をみんなに 						
次代を担う気概のある子どもを育てるまち	1 貧困をなくそう 	2 飢餓をゼロに 	4 質の高い教育をみんなに 				
安全で住みよいまちづくり							
自然環境や景観を大切にするまち	3 すべての人に健康と福祉を 	6 安全な水とトイレを世界中に 	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに 	12 つくる責任 つかう責任 	13 気候変動に具体的な対策を 	14 海の豊かさを守ろう 	15 陸の豊かさを守ろう
生活を支える基盤が整っているまち	3 すべての人に健康と福祉を 	4 質の高い教育をみんなに 	6 安全な水とトイレを世界中に 	9 産業と技術革新の基盤をつくろう 	11 住み続けられるまちづくりを 	15 陸の豊かさを守ろう 	16 平和と公正をすべての人に
災害に強く、生活の安全が守られているまち	1 貧困をなくそう 	3 すべての人に健康と福祉を 	11 住み続けられるまちづくりを 	16 平和と公正をすべての人に 			
子育てと健康長寿を支えるまちづくり							
人にやさしいまち	1 貧困をなくそう 	2 飢餓をゼロに 	3 すべての人に健康と福祉を 	4 質の高い教育をみんなに 	5 ジェンダー平等を實現しよう 	10 人や国の不平等をなくそう 	16 平和と公正をすべての人に
健康に暮らせるまち	1 貧困をなくそう 	2 飢餓をゼロに 	3 すべての人に健康と福祉を 				
地域資源を生かした活気あふれるまちづくり							
活力ある産業が育つまち	2 飢餓をゼロに 	8 働きがいも経済成長も 	9 産業と技術革新の基盤をつくろう 				
活気があふれ、いきいきと働けるまち	8 働きがいも経済成長も 	9 産業と技術革新の基盤をつくろう 					
観光交流のまち	8 働きがいも経済成長も 						

SDGs各ゴールと基本施策との関係性

それぞれのゴールに対し、自治体行政が果たし得る役割が、国際的な地方自治体の連合組織であるUCLG（United Cities & Local Governments）により示され、一般財団法人建築環境・省エネルギー機構が発行する「私たちのまちにとってのSDGs（持続可能な開発目標）－導入のためのガイドライン－」においてまとめられています。それによる後期基本計画の基本施策（個別施策）との関係性は、次の表のとおりです。

 <p>1 貧困をなくそう</p>	<p>あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困を終わらせる</p>
	<p>自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体において、すべての町民に必要な最低限の暮らしを確保することができるよう、きめ細やかな支援策が求められています。</p>
<p>総合計画後期基本計画基本施策（個別施策）</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○学校教育の充実（②心豊かな児童・生徒の育成） ○防災体制の整備（①災害予防対策の充実） ○子育て支援の充実（①子どもたちが健やかに育つ環境の充実） ○子育て支援の充実（②子育て家庭を支える環境の充実） ○高齢者福祉の充実（①地域包括ケアシステムの構築） ○高齢者福祉の充実（②介護予防・生活支援の充実） ○障がい者（児）福祉の充実（①障がい者（児）の自立と地域における生活支援体制の確立） ○地域福祉活動の推進（①地域福祉活動の推進） ○生涯にわたる心身の健康づくりの推進（②健康づくりの推進） 	<ul style="list-style-type: none"> 1－3－（1）P46 2－3－（2）P91 3－1－（1）P106 3－1－（1）P106 3－1－（2）P110 3－1－（2）P110 3－1－（3）P114 3－1－（4）P118 3－2－（1）P122

<p>2 飢餓をゼロに</p> 	<p>飢餓を終わらせ、食料の安定確保と栄養状態の改善を実現し、持続可能な農業を推進する</p> <p>自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためにも適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。</p>
<p>総合計画後期基本計画基本施策（個別施策）</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○学校教育の充実（③保健・安全・体育指導の充実） ○子育て支援の充実（①子どもたちが健やかに育つ環境の充実） ○子育て支援の充実（②子育て家庭を支える環境の充実） ○地域福祉活動の推進（①地域福祉活動の推進） ○生涯にわたる心身の健康づくりの推進（②健康づくりの推進） ○農林水産業の振興（①農業経営基盤の強化） ○農林水産業の振興（②農業生産基盤の整備） ○農林水産業の振興（④地産地消の推進） 	<ul style="list-style-type: none"> 1－3－（1）P46 3－1－（1）P106 3－1－（1）P106 3－1－（4）P118 3－2－（1）P122 4－1－（1）P127 4－1－（1）P127 4－1－（1）P127

<p>3 すべての人に健康と福祉を</p> 	<p>あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p> <p>住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことによって住民の健康状態の維持・改善が可能であるという研究成果も報告されています。</p>
<p>総合計画後期基本計画基本施策（個別施策）</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○広域行政の推進（①広域行政の推進） ○美しい景観の整備（④河川環境の保全） ○環境保護の推進（②環境保全活動の充実） ○環境保護の推進（③自然保護活動の充実） ○住みよい住環境の整備（①快適な生活環境の維持） ○交通安全対策の推進（①交通安全施設の整備） ○交通安全対策の推進（②交通安全意識の啓発） ○子育て支援の充実（①子どもたちが健やかに育つ環境の充実） ○子育て支援の充実（②子育て家庭を支える環境の充実） ○地域福祉活動の推進（①地域福祉活動の推進） ○生涯にわたる心身の健康づくりの推進（①健康保険事業の適正運営） ○生涯にわたる心身の健康づくりの推進（②健康づくりの推進） ○生涯にわたる心身の健康づくりの推進（③健康診査の推進） ○生涯にわたる心身の健康づくりの推進（④医療体制の充実） 	<ul style="list-style-type: none"> 共－3－（1）P31 2－1－（1）P58 2－1－（2）P62 2－1－（2）P62 2－2－（2）P71 2－2－（5）P76 2－2－（5）P76 3－1－（1）P106 3－1－（1）P106 3－1－（4）P118 3－2－（1）P122 3－2－（1）P122 3－2－（1）P122 3－2－（1）P122

<p>4 質の高い教育を みんなに</p> 	<p>すべての人々に包摂的かつ公正で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する</p> <p>教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組は重要です。</p>
--	--

総合計画後期基本計画基本施策（個別施策）

○生涯学習の推進（①生涯学習体制の充実）	1－2－（1）P37
○生涯学習の推進（②生涯学習活動の推進）	1－2－（1）P37
○生涯学習の推進（③生涯学習施設の充実）	1－2－（1）P37
○学校教育の充実（①教育内容の充実）	1－3－（1）P46
○学校教育の充実（②心豊かな児童・生徒の育成）	1－3－（1）P46
○学校教育の充実（③保健・安全・体育指導の充実）	1－3－（1）P46
○学校教育の充実（④教育環境の整備充実）	1－3－（1）P46
○みんなで子育てをする環境づくり（①家庭教育の充実）	1－3－（2）P54
○みんなで子育てをする環境づくり（②青少年健全育成活動の充実）	1－3－（2）P54
○みんなで子育てをする環境づくり（③家庭・学校・地域が一体となった教育環境の充実）	1－3－（2）P54
○高度情報化社会への対応（①情報活用能力の向上）	2－2－（9）P86
○子育て支援の充実（①子どもたちが健やかに育つ環境の充実）	3－1－（1）P106
○子育て支援の充実（②子育て家庭を支える環境の充実）	3－1－（1）P106
○高齢者福祉の充実（③高齢者の社会参加促進）	3－1－（2）P110
○障がい者（児）福祉の充実（①障がい者（児）の自立と地域における生活支援体制の確立）	3－1－（3）P114
○人権尊重社会の実現（①人権教育と啓発の推進）	3－1－（5）P120
○人権尊重社会の実現（②男女共同参画の推進）	3－1－（5）P120

<p>5 ジェンダー平等を 実現しよう</p> 	<p>ジェンダー平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る</p> <p>自治体による女性や子供等の弱者の人権を守る取組は大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために、行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取組といえます。</p>
--	--

総合計画後期基本計画基本施策（個別施策）

○子育て支援の充実（②子育て家庭を支える環境の充実）	3－1－（1）P106
○人権尊重社会の実現（①人権教育と啓発の推進）	3－1－（5）P120
○人権尊重社会の実現（②男女共同参画の推進）	3－1－（5）P120

<p>6 安全な水とトイレ を世界中に</p> 	<p>すべての人々に水と衛生のアクセスと持続可能な管理を確保する</p> <p>住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことによって住民の健康状態の維持・改善が可能であるという研究成果も報告されています。</p>														
<p>総合計画後期基本計画基本施策（個別施策）</p>															
<table border="0"> <tr> <td>○美しい景観の整備（④河川環境の保全）</td> <td>2-1-(1) P58</td> </tr> <tr> <td>○環境保護の推進（③自然保護活動の充実）</td> <td>2-1-(2) P62</td> </tr> <tr> <td>○住みよい住環境の整備（①快適な生活環境の維持）</td> <td>2-2-(2) P71</td> </tr> <tr> <td>○上水道の安定供給（①計画的な施設整備）</td> <td>2-2-(4) P75</td> </tr> <tr> <td>○汚水処理施設の整備（①下水道施設の計画的な整備）</td> <td>2-2-(5) P76</td> </tr> <tr> <td>○汚水処理施設の整備（②水洗化率の向上）</td> <td>2-2-(5) P76</td> </tr> <tr> <td>○汚水処理施設の整備（③合併処理浄化槽設置の推進）</td> <td>2-2-(5) P76</td> </tr> </table>		○美しい景観の整備（④河川環境の保全）	2-1-(1) P58	○環境保護の推進（③自然保護活動の充実）	2-1-(2) P62	○住みよい住環境の整備（①快適な生活環境の維持）	2-2-(2) P71	○上水道の安定供給（①計画的な施設整備）	2-2-(4) P75	○汚水処理施設の整備（①下水道施設の計画的な整備）	2-2-(5) P76	○汚水処理施設の整備（②水洗化率の向上）	2-2-(5) P76	○汚水処理施設の整備（③合併処理浄化槽設置の推進）	2-2-(5) P76
○美しい景観の整備（④河川環境の保全）	2-1-(1) P58														
○環境保護の推進（③自然保護活動の充実）	2-1-(2) P62														
○住みよい住環境の整備（①快適な生活環境の維持）	2-2-(2) P71														
○上水道の安定供給（①計画的な施設整備）	2-2-(4) P75														
○汚水処理施設の整備（①下水道施設の計画的な整備）	2-2-(5) P76														
○汚水処理施設の整備（②水洗化率の向上）	2-2-(5) P76														
○汚水処理施設の整備（③合併処理浄化槽設置の推進）	2-2-(5) P76														

<p>7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに</p> 	<p>すべての人々に安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する</p> <p>公共建築物に対して率先して省エネや再エネ利用を推進し、住民の省・再エネ対策の取組に支援する等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源へのアクセスを増やすことも自治体の大きな役割と言えます。</p>		
<p>総合計画後期基本計画基本施策（個別施策）</p>			
<table border="0"> <tr> <td>○環境保護の推進（④再生可能エネルギーの導入）</td> <td>2-1-(2) P62</td> </tr> </table>		○環境保護の推進（④再生可能エネルギーの導入）	2-1-(2) P62
○環境保護の推進（④再生可能エネルギーの導入）	2-1-(2) P62		

<p>8 働きがいも 経済成長も</p> 	<p>すべての人々のための包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用及び働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する</p> <p>自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。</p>																
<p>総合計画後期基本計画基本施策（個別施策）</p>																	
<table border="0"> <tr> <td>○広域行政の推進（①広域行政の推進）</td> <td>共-3-(1) P31</td> </tr> <tr> <td>○商工業の振興（①経営基盤の強化）</td> <td>4-1-(2) P135</td> </tr> <tr> <td>○商工業の振興（②商店街の活性化）</td> <td>4-1-(2) P135</td> </tr> <tr> <td>○商工業の振興（③地場産業の振興）</td> <td>4-1-(2) P135</td> </tr> <tr> <td>○就業機会の確保（①企業立地と雇用の促進）</td> <td>4-2-(1) P139</td> </tr> <tr> <td>○就業機会の確保（②既存企業の育成）</td> <td>4-2-(1) P139</td> </tr> <tr> <td>○就業機会の確保（③起業・創業への支援）</td> <td>4-2-(1) P139</td> </tr> <tr> <td>○観光交流の振興（①観光資源の整備）</td> <td>4-3-(1) P142</td> </tr> </table>		○広域行政の推進（①広域行政の推進）	共-3-(1) P31	○商工業の振興（①経営基盤の強化）	4-1-(2) P135	○商工業の振興（②商店街の活性化）	4-1-(2) P135	○商工業の振興（③地場産業の振興）	4-1-(2) P135	○就業機会の確保（①企業立地と雇用の促進）	4-2-(1) P139	○就業機会の確保（②既存企業の育成）	4-2-(1) P139	○就業機会の確保（③起業・創業への支援）	4-2-(1) P139	○観光交流の振興（①観光資源の整備）	4-3-(1) P142
○広域行政の推進（①広域行政の推進）	共-3-(1) P31																
○商工業の振興（①経営基盤の強化）	4-1-(2) P135																
○商工業の振興（②商店街の活性化）	4-1-(2) P135																
○商工業の振興（③地場産業の振興）	4-1-(2) P135																
○就業機会の確保（①企業立地と雇用の促進）	4-2-(1) P139																
○就業機会の確保（②既存企業の育成）	4-2-(1) P139																
○就業機会の確保（③起業・創業への支援）	4-2-(1) P139																
○観光交流の振興（①観光資源の整備）	4-3-(1) P142																

<p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p> 	<p>強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化を推進するとともに、イノベーションの拡大を図る</p> <p>自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。</p>
---	--

総合計画後期基本計画基本施策（個別施策）

○適正な土地利用の推進（①計画的な土地利用の推進）	2-2-(1) P66
○農林水産業の振興（⑤6次産業化の推進）	4-1-(1) P127
○商工業の振興（①経営基盤の強化）	4-1-(2) P135
○商工業の振興（③地場産業の振興）	4-1-(2) P135
○就業機会の確保（①企業立地と雇用の促進）	4-2-(1) P139
○就業機会の確保（②既存企業の育成）	4-2-(1) P139
○就業機会の確保（③起業・創業への支援）	4-2-(1) P139

<p>10 人や国の不平等をなくそう</p> 	<p>国内及び国家間の不平等を是正する</p> <p>差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。</p>
---	---

総合計画後期基本計画基本施策（個別施策）

○広域行政の推進（①広域行政の推進）	共-3-(1) P31
○地域福祉活動の推進（①地域福祉活動の推進）	3-1-(4) P118
○人権尊重社会の実現（①人権教育と啓発の推進）	3-1-(5) P120
○人権尊重社会の実現（②男女共同参画の推進）	3-1-(5) P120

<p>11 住み続けられるまちづくりを</p> 	<p>包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市と人間の居住地を実現する</p> <p>包摂的で、安全、強靱で持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割は益々大きくなっています。</p>																
<p>総合計画後期基本計画基本施策（個別施策）</p>																	
<table border="0"> <tr> <td>○歴史と伝統・文化の保護と活用（①文化財の保護）</td> <td>1－1－（1）P32</td> </tr> <tr> <td>○歴史と伝統・文化の保護と活用（②伝統芸能の継承）</td> <td>1－1－（1）P32</td> </tr> <tr> <td>○芸術文化の振興（①芸術文化活動の充実）</td> <td>1－1－（2）P35</td> </tr> <tr> <td>○住みよい住環境の整備（①快適な生活環境の維持）</td> <td>2－2－（2）P71</td> </tr> <tr> <td>○公共交通の充実（①公共交通機関の利便性の向上）</td> <td>2－2－（8）P85</td> </tr> <tr> <td>○防災体制の整備（①災害予防対策の充実）</td> <td>2－3－（2）P91</td> </tr> <tr> <td>○防災体制の整備（②防災意識の啓発）</td> <td>2－3－（2）P91</td> </tr> <tr> <td>○防災体制の整備（③自主防災組織の充実）</td> <td>2－3－（2）P91</td> </tr> </table>		○歴史と伝統・文化の保護と活用（①文化財の保護）	1－1－（1）P32	○歴史と伝統・文化の保護と活用（②伝統芸能の継承）	1－1－（1）P32	○芸術文化の振興（①芸術文化活動の充実）	1－1－（2）P35	○住みよい住環境の整備（①快適な生活環境の維持）	2－2－（2）P71	○公共交通の充実（①公共交通機関の利便性の向上）	2－2－（8）P85	○防災体制の整備（①災害予防対策の充実）	2－3－（2）P91	○防災体制の整備（②防災意識の啓発）	2－3－（2）P91	○防災体制の整備（③自主防災組織の充実）	2－3－（2）P91
○歴史と伝統・文化の保護と活用（①文化財の保護）	1－1－（1）P32																
○歴史と伝統・文化の保護と活用（②伝統芸能の継承）	1－1－（1）P32																
○芸術文化の振興（①芸術文化活動の充実）	1－1－（2）P35																
○住みよい住環境の整備（①快適な生活環境の維持）	2－2－（2）P71																
○公共交通の充実（①公共交通機関の利便性の向上）	2－2－（8）P85																
○防災体制の整備（①災害予防対策の充実）	2－3－（2）P91																
○防災体制の整備（②防災意識の啓発）	2－3－（2）P91																
○防災体制の整備（③自主防災組織の充実）	2－3－（2）P91																

<p>12 つくる責任 つかう責任</p> 	<p>持続可能な生産消費形態を確保する</p> <p>環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには、町民一人一人の意識や行動を見直す必要があります。省エネや3Rの徹底など、町民対象の環境教育などを行うことで自治体はこの流れを加速させることが可能です。</p>						
<p>総合計画後期基本計画基本施策（個別施策）</p>							
<table border="0"> <tr> <td>○環境保護の推進（①環境基本計画及び地球温暖化対策実行計画の取り組み）</td> <td>2－1－（2）P62</td> </tr> <tr> <td>○環境保護の推進（②環境保全活動の充実）</td> <td>2－1－（2）P62</td> </tr> <tr> <td>○環境保護の推進（④再生可能エネルギーの導入）</td> <td>2－1－（2）P62</td> </tr> </table>		○環境保護の推進（①環境基本計画及び地球温暖化対策実行計画の取り組み）	2－1－（2）P62	○環境保護の推進（②環境保全活動の充実）	2－1－（2）P62	○環境保護の推進（④再生可能エネルギーの導入）	2－1－（2）P62
○環境保護の推進（①環境基本計画及び地球温暖化対策実行計画の取り組み）	2－1－（2）P62						
○環境保護の推進（②環境保全活動の充実）	2－1－（2）P62						
○環境保護の推進（④再生可能エネルギーの導入）	2－1－（2）P62						

<p>13 気候変動に具体的な対策を</p> 	<p>気候変動とその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p> <p>気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。</p>								
<p>総合計画後期基本計画基本施策（個別施策）</p>									
<table border="0"> <tr> <td>○環境保護の推進（①環境基本計画及び地球温暖化対策実行計画の取り組み）</td> <td>2－1－（2）P62</td> </tr> <tr> <td>○環境保護の推進（②環境保全活動の充実）</td> <td>2－1－（2）P62</td> </tr> <tr> <td>○環境保護の推進（③自然保護活動の充実）</td> <td>2－1－（2）P62</td> </tr> <tr> <td>○環境保護の推進（④再生可能エネルギーの導入）</td> <td>2－1－（2）P62</td> </tr> </table>		○環境保護の推進（①環境基本計画及び地球温暖化対策実行計画の取り組み）	2－1－（2）P62	○環境保護の推進（②環境保全活動の充実）	2－1－（2）P62	○環境保護の推進（③自然保護活動の充実）	2－1－（2）P62	○環境保護の推進（④再生可能エネルギーの導入）	2－1－（2）P62
○環境保護の推進（①環境基本計画及び地球温暖化対策実行計画の取り組み）	2－1－（2）P62								
○環境保護の推進（②環境保全活動の充実）	2－1－（2）P62								
○環境保護の推進（③自然保護活動の充実）	2－1－（2）P62								
○環境保護の推進（④再生可能エネルギーの導入）	2－1－（2）P62								

<p>14 海の豊かさを 守ろう</p> 	<p>持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p> <p>海洋汚染の原因の 8 割は陸上の活動に起因していると言われています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなくすべての自治体で汚染対策を講じることが重要です。</p>
<p>総合計画後期基本計画基本施策（個別施策）</p>	
<p>○美しい景観の整備（④河川環境の保全）</p>	<p>2-1-(1) P58</p>
<p>○環境保護の推進（③自然保護活動の充実）</p>	<p>2-1-(2) P62</p>

<p>15 陸の豊かさも 守ろう</p> 	<p>陸上生態系の保護、回復及び持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止・回復及び生物多様性損失を阻止する</p> <p>自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。</p>
<p>総合計画後期基本計画基本施策（個別施策）</p>	
<p>○美しい景観の整備（④河川環境の保全）</p>	<p>2-1-(1) P58</p>
<p>○環境保護の推進（②環境保全活動の充実）</p>	<p>2-1-(2) P62</p>
<p>○環境保護の推進（③自然保護活動の充実）</p>	<p>2-1-(2) P62</p>
<p>○適正な土地利用の推進（④森林地域の形成）</p>	<p>2-2-(1) P66</p>

<p>16 平和と公正を すべての人に</p> 	<p>持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を推進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p> <p>平和で公正な社会を作る上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの市民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。</p>
<p>総合計画後期基本計画基本施策（個別施策）</p>	
<p>○町民参画によるまちづくりの推進（①協働のまちづくりの推進）</p>	<p>共-1-(1) P20</p>
<p>○町民参画によるまちづくりの推進（③情報公開制度の適正な運用）</p>	<p>共-1-(1) P20</p>
<p>○高度情報化社会への対応（②情報基盤の整備）</p>	<p>2-2-(9) P86</p>
<p>○地域安全対策の充実（①地域安全対策の推進）</p>	<p>2-3-(6) P103</p>
<p>○地域安全対策の充実（②防犯意識の啓発）</p>	<p>2-3-(6) P103</p>
<p>○人権尊重社会の実現（①人権教育と啓発の推進）</p>	<p>3-1-(5) P120</p>

<p>17 パートナーシップで 目標を達成しよう</p> 	<p>持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>
<p>自治体は公的・民間セクター、市民、NGO・NPOなどの多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。</p>	
<p>総合計画後期基本計画基本施策（個別施策）</p>	
<p>○町民参画によるまちづくりの推進（①協働のまちづくりの推進）</p>	<p>共－１－（１）P20</p>
<p>○効率的で信頼される行財政運営（①簡素で効率的な行政運営）</p>	<p>共－２－（１）P26</p>
<p>○広域行政の推進（①広域行政の推進）</p>	<p>共－３－（１）P31</p>
<p>○地域福祉活動の推進（①地域福祉活動の推進）</p>	<p>３－１－（４）P118</p>

3. 重点プロジェクト

重点プロジェクトとは、基本構想に掲げる町の将来像の実現を目指す上で他の分野とも密接に関わる最も重要な施策であり、本町が将来にわたり持続的に発展を続けていくために、中長期的な観点から町として重点的に取り組むべきプロジェクトです。

限られた財源の中で本町が抱える課題を効果的・効率的に解決し、将来像の実現を目指すためには「選択と集中」による施策の展開が求められます。

「スマートウェルネスシティ」を重点プロジェクトとして位置づけ、各分野を横断する特に重要な施策として、今後、具体的な事業を展開していきます。重点プロジェクトを推進することによって、「いつまでも輝けるまち」、「生まれ、移り、住んでよかったと思えるまち」、「子どもたちの笑顔が絶えないまち」を目指します。

【高鍋町の将来像】 歴史と文教の城下町 たかなべ
～ 対話でつながる 豊かで美しいまちづくり ～

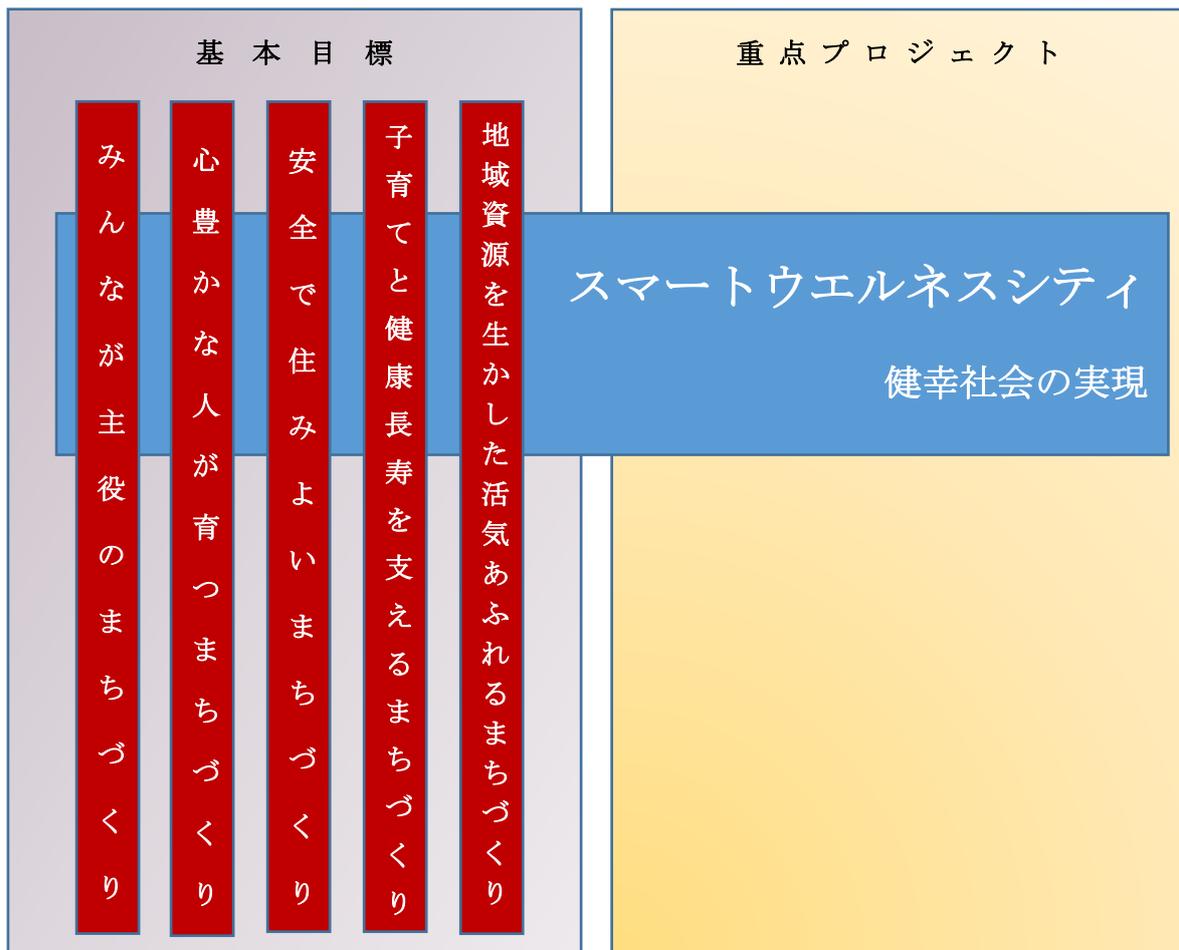
【高鍋町が目指す姿】 いつまでも輝けるまち
生まれ、移り、住んでよかったと思えるまち
子どもたちの笑顔が絶えないまち

すべての分野を体系的に網羅

【縦軸】

課題により施策を重点・横断化

【横軸】



スマートウエルネスシティ

スマートウエルネスシティ構想とは、ウエルネス（健幸：個々人が健康かつ生きがいを持ち、安心安全で豊かな生活を営むことのできること。）をまちづくり政策の中核に捉え、健康に関心のある層だけが参加するこれまでの政策から脱却し、町民誰もが参加し、生活習慣病予防及び寝たきり予防を可能とするまちづくりを目指す新しい都市モデルで、具体的には「歩く」ことを基本とし、そこに住んでいるだけで自然に健康になれるまちを目指すものです。

本町においては、令和元年9月17日に「スマートウエルネスシティ首長研究会」に加盟し全国の志を同じくする多くの自治体の首長や研究機関等とも連携して健幸のまちづくりに取り組んでいきます。令和2年7月28日には、「スマートウエルネスシティ首長研究会」に加盟する5市町の首長による「新型コロナウイルスに負けない健幸都市」共同宣言が行われました。これは、コロナ禍においても感染症を正しく恐れながら、子どもから高齢者の全世代において、社会参加や健康づくりを新しい生活様式を守りながら積極的に行い、人も地域も経済も元気な健幸都市を目指すという内容の宣言です。本町もこの共同宣言に賛同し全国の志を同じくする自治体と連携して取り組んでいくこととしています。

また、令和元年6月26日に産学官のまちづくり関係者からなる「都市の多様性とイノベーションの創出に関する懇談会」から国土交通省に、新たな時代のまちづくりの方向性：「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の創出により、イノベーションと人中心の豊かな生活を実現するべきとの提言がなされ、これを受け、「ウォーカブル推進都市」として「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の形成を目指し、国や全国の志を同じくする多くの自治体と連携してウォーカブルなまちづくりを共に取り組んでいきます。

高鍋町総合計画後期基本計画では、「スマートウエルネスシティ」を重点プロジェクトに位置づけ、健康づくりそして移動の基本となる「歩く」ことに主眼を置き、そこに住んでいるだけで「歩いてしまう、歩き続けてしまう」まちづくりに取り組むため、従来の健康づくり部局だけの施策ではなく、あらゆる基本施策に横串を通すことにより健幸のまちづくりを推進していきます。

SWC首長研究会において、科学的根拠に基づき住民の健康状態の改善が実証された以下の健幸まちづくり政策を、自治体間の連携によって推進していきます。

- 1) 健康に対する望ましい生活を啓発する教育の充実
- 2) 健康への貢献も視野に入れたまちの美的景観及び歩道や自転車道、及び公園整備の推進
- 3) 健康への貢献も視野に入れた都市交通網及び商店街の整備
- 4) 夜でも歩ける治安の維持・強化
- 5) 健康づくりの視点からも地産地消ができる農業等の推進
- 6) 地域での健康ネットワークを支援する、先端的健康サービス産業の育成

これらにより、世界で未だ確立されていない「少子高齢・人口減社会」の克服を可能とするまちづくり「Smart Wellness City」の具体策を創造・構築します。

新しい生活様式における地域活動の方針

- 1) with コロナを見据えて、今後における事業実施の基本はハイブリッド型(オンサイトとオンライン)を目指します。さらに、全力で健康づくり、コミュニティ事業及びまちづくり事業を遅滞させない工夫を凝らし、従来どおり円滑に実施することで、住民の生きがい活動や健康づくりを守ります。
- 2) 正しい感染予防・健康情報を積極的に発信し、外出自粛による住民の運動不足やとくに高齢者における社会参加の減少を防ぎ、健康二次被害(基礎疾患、メンタルヘルスの悪化、認知機能の低下)を予防します。
- 3) 町内の感染予防対策を遵守している施設や店舗と連携し、文化活動や経済活動の停滞を防ぐ具体策を進めていきます。
- 4) 外出自粛の影響が際立つ高齢者の運動や会話の不足、孤食状態の解消に向けた取り組みを積極的に行い、認知症の発症や悪化を防ぎます。
- 5) 「新型コロナウイルスに負けない健幸都市宣言」をした自治体と定期的にオンライン会議を行い、各自治体の施策の紹介、効果や課題などを共有し、良い施策はすぐに取り入れていきます。

※ハイブリッド型(オンサイトとオンライン)とは

庁舎(会場)、訪問(出前)、ホームページ、SNS、郵便などを組み合わせて実施や提供をすることで、少人数での実施、窓口や会場に出向かない手続きや参加を促します。



スマートウエルネスシティと基本施策との関係性

分野	総合計画後期基本計画基本施策	
食生活	生涯学習の推進	1-2-(1) P37
	学校教育の充実	1-3-(1) P46
	みんなで子育てする環境づくり	1-3-(2) P54
	子育て支援の充実	3-1-(1) P106
	高齢者福祉の充実	3-1-(2) P110
	障がい者（児）福祉の充実	3-1-(3) P114
	地域福祉活動の推進	3-1-(4) P118
	生涯にわたる心身の健康づくりの推進	3-2-(1) P122
	農林水産業の振興	4-1-(1) P127
	商工業の振興	4-1-(2) P135
	運動・スポーツ	スポーツ・レクリエーション活動の振興
学校教育の充実		1-3-(1) P46
高齢者福祉の充実		3-1-(2) P110
障がい者（児）福祉の充実		3-1-(3) P114
生涯にわたる心身の健康づくりの推進		3-2-(1) P122
生きがい	町民参画によるまちづくりの推進	共-1-(1) P20
	歴史と伝統・文化の保護と活用	1-1-(1) P32
	芸術文化の振興	1-1-(2) P35
	生涯学習の推進	1-2-(1) P37
	スポーツ・レクリエーション活動の振興	1-2-(2) P41
	学校教育の充実	1-3-(1) P46
	みんなで子育てする環境づくり	1-3-(2) P54
	環境保護の推進	2-1-(2) P62
	子育て支援の充実	3-1-(1) P106
	高齢者福祉の充実	3-1-(2) P110
	障がい者（児）福祉の充実	3-1-(3) P114
	生涯にわたる心身の健康づくりの推進	3-2-(1) P122
健（検）診	子育て支援の充実	3-1-(1) P106
	高齢者福祉の充実	3-1-(2) P110
	障がい者（児）福祉の充実	3-1-(3) P114
	地域福祉活動の推進	3-1-(4) P118
	生涯にわたる心身の健康づくりの推進	3-2-(1) P122
歩きたくなる道路等の整備	美しい景観の整備	2-1-(1) P58
	環境保護の推進	2-1-(2) P62
	適正な土地利用の推進	2-2-(1) P66
	道路環境の整備	2-2-(7) P81

分野	総合計画後期基本計画基本施策	
公共交通	公共交通の充実	2-2-(8) P85
産業振興・雇用機会の創出	高度情報化社会への対応	2-2-(9) P86
	農林水産業の振興	4-1-(1) P127
	商工業の振興	4-1-(2) P135
	農商工連携の推進	4-1-(3) P138
	就業機会の確保	4-2-(1) P127
交流	広域行政の推進	共-3-(1) P31
	歴史と伝統・文化の保護と活用	1-1-(1) P32
	芸術文化の振興	1-1-(2) P35
	美しい景観の整備	2-1-(1) P58
	移住・定住の促進	2-2-(3) P74
	観光交流の振興	4-3-(1) P142
地域コミュニティ	町民参画によるまちづくりの推進	共-1-(1) P20
	生涯学習の推進	1-2-(1) P37
	スポーツ・レクリエーション活動の振興	1-2-(2) P41
	みんなで子育てする環境づくり	1-3-(2) P54
	環境保護の推進	2-1-(2) P62
	高齢者福祉の充実	3-1-(2) P110
	人権尊重社会の実現	3-1-(5) P120
	生涯にわたる心身の健康づくりの推進	3-2-(1) P122
安心安全	学校教育の充実	1-3-(1) P46
	みんなで子育てする環境づくり	1-3-(2) P54
	住みよい住環境の整備	2-2-(2) P71
	汚水処理施設の整備	2-2-(5) P76
	危機管理体制の整備	2-3-(1) P75
	防災体制の整備	2-3-(2) P91
	治水対策・土砂災害防止対策の推進	2-3-(3) P96
	消防体制の充実	2-3-(4) P98
	交通安全対策の推進	2-3-(5) P101
	地域安全対策の充実	2-3-(6) P103
ごみの減量化	環境保護の推進	2-1-(2) P62
	適正なごみ処理及び循環型社会の推進	2-2-(6) P78
新・省エネルギー	環境保護の推進	2-1-(2) P62

分野	総合計画後期基本計画基本施策	
健幸教育・啓発	町民参画によるまちづくりの推進	共－１－（１） P20
	効率的で信頼される行財政運営	共－２－（１） P26
	子育て支援の充実	３－１－（１） P106
	高齢者福祉の充実	３－１－（２） P110
	障がい者（児）福祉の充実	３－１－（３） P114
	人権尊重社会の実現	３－１－（５） P120
	生涯にわたる心身の健康づくりの推進	３－２－（１） P122

4. GNH（国民総幸福量）

GNH

GNH（国民総幸福量）とは、1972年にブータン王国の国王の提唱で、ブータン王国で初めて調査され国の政策に活用されている指標です。

GNHは、経済成長を重視する姿勢を見直し、伝統的な社会・文化や民意、環境にも配慮した「国民の幸福」の実現を目指す考え方です。その背景には仏教の価値観があり、環境保護、文化の推進など4本柱のもと9つの分野にわたり「家族は互いに助け合っているか」「睡眠時間」「植林したか」「医療機関までの距離」など72の指標が策定されています。

本町においては、令和元年度に宮崎産業経営大学との連携協定事業により「高鍋版幸せ指標」を策定しました。

後期基本計画では、「GNH」を第2期高鍋町まち・ひと・しごと創生総合戦略の「KPI」とともに、総合計画の施策の評価・検証を行う指標として位置づけ、町民の幸福の実現を図ることに主眼を置き、指数の向上を図ることにより幸福なまちづくりを推進していきます。

高鍋版GNH指標 (GNH for Takanabe)

施策体系	分野	NO	指標	質問
	心理的幸福	1	感情の指標	あなたは自分を大切にしていると思いますか？
		2	感情の指標	あなたは思いやりを抱えていると思いますか？
		3	食生活の指標	美味しくごはんを食べていると思いますか？
		4	行動の指標	あなたは興味・関心のあることができますと思いますか？
		5	挨拶の指標	あなたは日常的に挨拶をしていると思いますか？
		6	家族・友人の指標	家族や友人に自分のことを理解されていると思いますか？
基本目標1	文化	7	祭りの指標	あなたは地域の祭りや行事に参加していると思いますか？
		8	歴史の指標	あなたは地域の歴史を知っていると思いますか？
		9	文化の指標	高鍋の文化に愛着や誇りを感じていると思いますか？
	教育	10	教育の指標	地域の中で心豊かな子供が育っていると思いますか？
		11	ボランティアの指標	あなたは積極的にボランティアに参加していると思いますか？
		12	生涯学習の環境の指標	生涯にわたってスポーツや学習できる環境が充実していると思いますか？
13	きまりの重要性の指標	子どもたちがきまりを守ることが重要だと思いますか？		
基本目標2	環境	14	食品ロスの指標	食品ロスを意識して買い物をしていると思いますか？
		15	4Rの指標	4Rを意識した生活ができていると思いますか？
		16	環境活動の指標	あなたは自然環境を維持するために行っていることがあると思いますか？
	生活	17	住みやすさの指標	あなたは今、暮らしている地域は住みやすいと思いますか？
		18	住みやすさの指標	あなたは地域の中でリラックスできる場所があると思いますか？
		19	ゴミの分別の指標	あなたはゴミの分別ができていると思いますか？
		20	公共交通の指標	あなたは公共の乗り物（バス・電車等）を積極的に使っていると思いますか？
		21	防災の指標	あなたは災害への備えができていると思いますか？
		22	防災の指標	災害時に地区内の人と助け合いの関係ができていると思いますか？
23	防災の指標	高鍋町の防災体制は十分だと思いますか？		
基本目標3	健康・福祉	24	子育ての指標	子育てしやすい街だと思いますか？
		25	福祉の指標	あなたは高齢者や障がい者への福祉が充実していると思いますか？
		26	個人の権利の指標	あなたは個人の権利が尊重されていると思いますか？
		27	健康の実感の指標	あなたは心身ともに健康だと思いますか？
		28	健康な生活の指標	あなたは健康のことを意識して生活していると思いますか？
		29	医療体制の指標	あなたは地域の医療機関が充実していると思いますか？
基本目標4	コミュニティ活力	30	地域への愛着の指標	あなたはキャベツや餃子が好きだと思いますか？
		31	地産地消の指標	地産地消を意識して買い物をしていると思いますか？
		32	産業の指標	高鍋町の産業は元気で活気があると思いますか？
		33	仕事の指標	高鍋町で働きたいと思う仕事はありますか？
		34	まちの魅力の指標	町外の人たちに高鍋町の魅力を十分伝えられていると思いますか？
		35	おもてなしの指標	街に訪れる人に対しておもてなしは十分だと思いますか？
		36	まちづくりの指標	高鍋町でイベントを企画したいと思いますか？
共通目標	良い統治	37	町の信頼度の指標	町の行政を信頼していると思いますか？
		38	行政への参加の指標	町政への参加意欲は十分に満たされていると思いますか？
		39	政策の指標	町政の取り組みは、あなたの暮らしを良くしてくれていますか？
		40	町の持続可能性の指標	次世代の子どもたちに自信を持って引き継ぐことができる街になっていると思いますか？